

歳入における保険料は、今回の条例改正によって二・九%アップの保険料率改正による増であります。あるいは自然増等を見て、前年度より二七・四%の伸びをみております。又、一般会計から、五十一年度は五百万円の増額により二千五百万円の繰り入れとなり、そのほか国や都の支出金であります。

これに対し歳出では、今春の医療費九・一%引き上げを見込む療養費関係を主とする。合計五億五千万円余の予算であったとの説明を受け、質疑に入りました。

今回、新しく計上された、健康家庭への記念品代、あるいは徴収員に対する報奨費について等の発言がありました。加入世帯全員が一年間医者にかからず、なおかつ保険料を滞納していない世帯に対して一千五百円程度の記念品を贈りたいということ、本年は二百十世帯分を計上した。徴収員の報奨金は、納付組織のうち三支部がなくなり、その関係で減額となったが、婦人会が取り扱っているのは全体の三五%の六千二百八十万円程度である。

又、本予算における東京都との関係はどうかについては、調整補助金においては前年度比九十八万三千円の減となったものの、全体としては二百一十一万三千円の増となっている等の質疑応答がありました。又、委員中より、口座振替の点は婦人会等の納付組織との関係もあり慎重に検討してお願いしたい。又、健康家庭への記念品についても家族数のバランスを考えてやっていただきたいとの意見もありました。後、採決いたしましたところ、委員中より異議がありましたので、起立により採決の結果、賛成多数で本案を可決した次第であります。何とぞ、当委員会決定どおりお願いを申し上げまして、補足説明といたします。

議長（貫井喜代次君）以上で、委員長の審査報告は終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（貫井喜代次君）以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者 一番 原敏子君。

(一番 原敏子君登壇)

一番(原敏子君) 議案第二十五号 昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

この特別会計予算は、保険料の値上げを含む予算となっています。先ほどの議案第十三号 国民健康保険条例の改正の反対討論に述べましたように、この不況とインフレの中での保険料の値上げは、市民生活を圧迫することは目に見えています。福生市民の約三三%の人たちが加入している国民健康保険は、こういう社会情勢の中でこそとても重要な役割をすると考えます。国保の保険料の値上げの根本の原因は、国庫負担金が実態に合わず、不当に低いことにあります。本来、国民皆被保険制度が発足しているのが国の場合、その現状はともかく、たてまえとしては、すべての国民がいつでも、どこでも、病気ににかかったときは適切な医療を受けることができる制度として

医療保険が進められており、国民はこれに加入することを強制されているのですから、保険財政が逼迫した場合でも、保険料負担を増大させる方向ではなく、国の責任で国庫負担を思い切ってふやすべきだと考えます。

実際におきましては、国に対し国庫負担金の増額を要求し、又一般会計からの繰入金りの増額で、保険料の値上げを抑えるべきだと思えます。当特別会計予算の中で二・九%の保険料の値上げが示されてあり、これに私は反対するものです。

議長(貫井喜代次君) 次に、賛成者 十六番 小堀仁七君。

(十六番 小堀仁七君登壇)

十六番(小堀仁七君) 議案第二十五号 福生市国民健康保険特別会計予算に対して、賛成討論を行います。

景気沈滞の中、地方自治体は福祉事業の充実の行政を進め、特に医療行政、老人医療の無料、高額療養制度の実施等により、国保財政は年々大幅に増大し、低所得者、老人を抱えておる国保行政

は、福祉に恵まれてゐることは周知のとおりでございます。

不況の影響を受け、五十年度当初予定してありました所得の伸びも低く、四十年度繰越金八百七十三万余円により、とうにか財政危機を切り抜けられたのであります。五十一年度は医療費の改定と療養給付金等の増額のため、二・九%の増収では困難の状況であります。

よって本案につきましては、国保運営協議会も二月二日、五日と二回にわたり開かれ、慎重なる審議の結果、被保険者代表からも発言があり、低所得者に低く、高所得者には高く、又、限度額等も十二万円より十五万円に引き上げられ、そのほか市の財政事情、特に市民税交付税の合計の一・七三%、前年度比二五%に当たる二千五百万円の繰入金も、理事者、議会の英断をいただき、市民の生命と健康を守ることに得られますので、被保険者代表委員の方からも、以上の引き上げはやむを得ないであろうと、賛成の意をちやうどいいたしております。又、先ほどの厚生本員長の報告のとおりでござい

いたしますので、本案につきましては私は賛成するものであります。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第二十五号について、起立により採決いたします。

本案について、委員会報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立二十一名多数であります。よって議案第二十五号昭和五十一年

度福生市国民健康保険特別会計予算は委員会報告どおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十五 議案第二十六号昭和五十一年度福生市

福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、本員長から報告をお願いいたします。

(建設本員長 宇佐美良時君 登壇)

建設委員長（宇佐美良時君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

続いて補足説明を申し上げます。

本案については、初めに担当課長の説明を求めました。

その大綱を簡単に申し上げますと、歳入は加美平保留地処分金や加美平分、東口分の一般会計からの繰入金等であり、歳出では職員六名分の人件費、加美平地区及び福生駅東口地区事業費の公社への事業委託料や、家屋及び工作物の移転補償料等が主なもので、歳入、歳出予算総額一億五千八百十九万九千円とするものであるとの予算の説明の後、課長から予算に關係する東口区画整理の家屋移転計画についての概略説明が、図面を参考に行われました。

その説明の要旨は、東口の仮換地指定については第一次が四月下旬から五月中旬に、又第二次と十月から十一月中旬に行う予定である。家屋移転については仮換地指定をして、四月下旬ごろから順次移転に着手したいと考えている。一応、五十一年度計画で約二十五棟を予定

している。この移転補償費は、公社からの納付金を充てていきたい。なお水道、ガスについては、道路築造と同時に布設していく、生活に困らないように進めたいということ。又、その他、関係権利者との關係についての説明があり、その後、質疑に入りました。

質疑においては、この都市計画全体で何戸ぐらいの家屋移転をするのか。東口区画整理において、道路が築造されるが、その交差点を完全な十字路にしなかったのは住民の要望によるものか、という質疑があり、これに対し、東口区画整理として、家屋移転は全部で二百五十戸ある。東口区画整理の交差点については、住民の要望によるものである。狭い地域での換地設計上から、このようになったが、住宅地域であるということ、都から事業を認められた経過がある等の答弁がありました。後に、採決をいたしました結果、当委員会としては本案を原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定どおり御可決いただきますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長（貫井喜代次君）以上で本員長の審査報告は終わりました。
これより本員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君）この際、動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第二十六号については、討論を省略し、本員会審査報告とより可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、本員会報告とより可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）御異議なしと認めます。よって議案第二十六号昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理

事業会計予算は、本員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君）日程第十六 議案第二十七号 昭和五十一年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については建設本員会に審査を付託してありますので、本員長から報告をお願いいたします。

（建設本員長 宇佐美良時君登壇）

○建設本員長（宇佐美良時君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

引き続き、補足説明を申し上げます。

本案審査に当たっては、まず担当課長の説明を求めました。その説明の概略は、歳入においては下水道管渠埋設費、補助金としての国庫補助金と負担金、又一般会計からの繰入金、公共下水道及び流域下水道事業債その他であり、歳出においては職員四名分の人件費、実施設計及び水道切り回し工事の本託料、公共下水道

工事にかかわる管渠工事の費用、多摩河原上流流域下水道負担金、起債償還利子等が主たるもので、歳入歳出それぞれ五億七千四百万円とするものであるというものであります。

その後、公共下水計画の進捗状況はどうかという質疑があり、それに対し現在、新都市建設公社に二千五百万円で第二期事業認可区域の設計を、本年七月三十一日の工期で委託している。その時点が、又はそれ以前の六月定例会の時期ごろに、地域決定等についての協議をしたいとの答弁の後、採決をいたしましたところ、当委員会として、本案を原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定とおり御可決くださいますようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長（貫井喜代次君）以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第二十七号については、討論を省略し、本委員会報告とおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、本委員会報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）御異議なしと認めます。よって議案第二十七号昭和五十一年度福生市下水道事業会計予算は、本委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君）日程第十七、議案第二十八号昭和五十一年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、本委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして、補足説明を申し上げます。

本会計予算は、金額五十一年度の東京都からの事業収入三億五千八百四十二万三千円であります。前年度対比一〇%の伸びで、四千九百九十六万三千円の増であります。

歳出に於いての主なものは、水道管理費のうち人件費、水源動力費、工事請負費であります。水道改良費としては人件費、工事請負費等が主なもので、排水管新設工事や量水器の取りかえ等に要する水道建設費であるとの説明が、担当の水道事務所長よりあった後、委員より発言がありました。

本予算編成における方針というものはあるのか。あるいは、一元化後

における二カ月集金の影響はあるか等の質疑があり、これに対しまして、本予算の編成に当たっては、基本協定の中で定められ、毎年八月ごろまでに翌年度の経費見積もりを提出し、都で検討したものを十二月ごろに、さらに市側で検討を重ね、最終的には一月中旬ごろまでに決定するが、途中で変更があれば補正等の措置が講じられる。又、一元化によって二カ月集金となったが、徴収率は一元化前と変わらないと思われるが、値上げの影響は多少あると思われます。又、職員の福利厚生費補助は、市の一般職員においても共済組合に補助金を出しており、水道会計からも職員三十二名分を本俸の千分の九・八の率で計上したものである等の答弁があり、採決の結果、全会一致で可決した次第であります。

何とぞ、当委員会の決定どおりお願い申し上げます。補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で本委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

○二十三番（山田博君） 実はいまから五、六年、七、八年前ですか、私どもの選挙の前ですが、水道の三多摩格差是正ということ、ずいぶん騒ぎになったのです。それで一応、都に移管になるときに東京都から来て、都へ移管になったり水道料金は上がるんじゃないかと、われわれが質問したところ、絶対そんなことはない、ところが現実は都へ移管になったり水道料金は大幅に上がって、現在、各家庭の困りようは大変なものです。その点が委員会では出ましかか出ませんでしたか、委員長に伺います。

○厚生委員長（小林菊三君） ごもっともな御質問でございますが、今回の議案第二十八号関係におきましては、そのような質疑はございませんでした。

以上であります。

○二十三番（山田博君） 完全に出なかったというのはいさよとおかしいと思ふのです。厚生委員も、私が議員のときには、水道料金の値上げのときには都民が毎晩毎晩押し寄せて、もうすごかったのです。こんなに大幅に上がっても、都民が静かにしているということは、どうにも私は解せないんです。

ないんです、はっきり言って……、これだけの大幅の水道料金の値上げをされて家庭が困っているのに、一言もその問題が出なかったというのはいさよにも解せないんです。本当に出なかったのですか。

○厚生委員長（小林菊三君） 全く、出ませんでした。

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終ります。

○七番（鈴木藤次郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議案となつております議案第二十八号については、討論を省略し委員会報告とあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号

開会中の
議三
議三十一
議三十二
議三十三
議三十四
議三十五
議三十六
議三十七
議三十八
議三十九
議四十
議四十一
議四十二
議四十三
議四十四
議四十五
議四十六
議四十七
議四十八
議四十九
議五十
議五十一
議五十二
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十
議六十一
議六十二
議六十三
議六十四
議六十五
議六十六
議六十七
議六十八
議六十九
議七十
議七十一
議七十二
議七十三
議七十四
議七十五
議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
議八十二
議八十三
議八十四
議八十五
議八十六
議八十七
議八十八
議八十九
議九十
議九十一
議九十二
議九十三
議九十四
議九十五
議九十六
議九十七
議九十八
議九十九
議一百

昭和五十一年度福生市受託水道事業会計予算は、本員会審査報告
のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君）この際、日程第十八及び日程第十九を一括して上程
いたします。

日程第十八 議案第三十号 市道路線の認定について
日程第十九 議案第三十一号 市道路線の廃止について
以上二案を一括して議題といたします。

本二案については、ともに建設本員会に審査を付託してありますので、
本員長から報告を願います。

（建設本員長 宇佐美良時君登壇）

○建設本員長（宇佐美良時君）審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照
引き続いて、補足説明を申し上げます。

本二案は同一地区内における道路の認定、廃止でありますので、一括

して審査した次第であります。

本案については、議員各位の先刻御承知のことと思いますが、多摩河
原已画整理事業の完了に伴いまして、新設された道路を市道として再
編成する必要が生じましたので、これを認定し、又、旧市道については、
これを全面的に廃止しようとするものであります。当本員会といたし
ましては、本二案を原案どおり可決すべきものと決定した次第であ
ります。

何とぞ、当本員会の決定どおり御可決をいただきますよう、御報
告申し上げます。

○議長（貫井喜代次君）以上で、本員長の審査報告は終わりました。

これより、本員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）以上で、本員長の審査報告は終わりました。

七番（鈴木藤次郎君）この際、動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第三十号及び議案第三十一

号の二案については、討論を省略し原案により可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本二案は討論を省略し本委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十号市道路線の認定について及び議案第三十一号市道路線の廃止について二案は、それぞれ原案により可決いたしました。

議長(貫井喜代次君) 日程第二十 請願第八号 市立幼稚園建設に関する請願書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、本委員長から報告を願います。

(総務委員長田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

当委員会の本件審査における各委員の主な質疑応答並びに他の市の資料等の研究、又、意見等の要旨を申し上げまして、補足説明といたします。

まず昨年十二月十五日に当委員会に付託されました、都下各市における公立幼稚園の開園状況並びに園児数等の資料を、担当者に対し提出願って審議することといたしました。継続審査となりました。

第二回の一月二十七日、担当から提出の資料を検討したが、公立幼稚園を設置、あるいは運営する経費、又、公立と私立の措置料金の問題も出され、各委員の慎重なる審査をいたしたが、結論として継続審査。

第三回、三月九日、国による標準定数は、一学級四十人となっているが、定員超過の場合の選定。武蔵野市は昭和四十年に一園設置されたが、その後、増設をしていない等の理由、又、請願中に一学校区単位に